

悪臭に係る要保全施設の設置等の届出について

1 対象施設 表5-1のとおり

※ 規制基準については、表5-2をご覧ください。

2 提出期限 要保全施設の設置又は構造等変更の工事に着手する  
30日前まで

3 提出書類

- (1) 悪臭に係る要保全施設設置（使用・構造等変更）届出書（様式第5号）
- (2) 別紙（構造及び使用の方法等）
- (3) 上記2の提出期限を過ぎている場合 → 遅延理由書（任意様式）
- (4) 添付書類
  - ア 工場又は事業場の付近の見取図
  - イ 要保全施設の配置図（敷地内の建物の配置を含む。）
  - ウ 操業工程の概要図

※ (1)と(2)の様式は、市ホームページにも掲載しています。

4 提出部数 2部（押印は不要です。）

5 届出先 薩摩川内市役所 環境課 生活環境グループ

※ 届出書を作成した方（担当者）の氏名及び連絡先を必ず添えて、ご提出ください。

※ 各支所の地域振興課市民生活グループでも受付いたします。

※ 令和3年度から受理書の交付はありません。

\*\*\* お問い合わせは \*\*\*

薩摩川内市役所 環境課 生活環境グループ

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

TEL 0996-23-5111（内線）4331

FAX 0996-20-5570

E-mail life-env@city.satsumasendai.lg.jp

表 5-1 悪臭に係る要保全施設

番号	用途区分	施設名	規模
1	獣畜、魚介類又は鳥類の臓器、骨皮、羽毛等を原料とする飼料又は肥料の製造の用に供するもの	(1) 原料置場	全てのもの
		(2) 蒸解施設	
		(3) 乾燥施設	
2	菌体かす又はでん粉かすを原料として飼料又は肥料の製造の用に供するもの	(1) 原料置場	全てのもの
		(2) 乾燥施設	
3	パルプ又は紙製造の用に供するもの	(1) 蒸解施設	全てのもの
		(2) 薬液回収施設	
4	鶏ふん乾燥を業とする者が用いるもの	鶏ふん乾燥施設	全てのもの

表 5-2 悪臭に係る規制基準

番号	区分	構造及び管理に関する基準
1	表 5-1 の番号 1 及び 2 の項に掲げる施設	<p>次の各号に該当すること。</p> <p>(1) 工場等は、悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。</p> <p>(2) 原材料及び製品等は、悪臭が漏れにくい密閉された施設に貯蔵すること。</p> <p>(3) 施設は密閉構造とし、燃焼法、吸収法若しくは洗浄法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。</p>
2	表 5-1 の番号 3 の項に掲げる施設	<p>次の各号に該当すること。</p> <p>(1) 工場等は、悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。</p> <p>(2) 施設は密閉構造とし、燃焼法若しくは洗浄法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。</p>
3	表 5-1 の番号 4 の項に掲げる施設	<p>次の各号に該当すること。</p> <p>(1) 工場等は、悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。</p> <p>(2) 原材料及び製品等は、悪臭が漏れにくい容器に収納するとともに、カバーで覆う等の措置を講ずること。</p> <p>(3) 施設は密閉構造とし、燃焼法若しくは土壌酸化法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。</p>